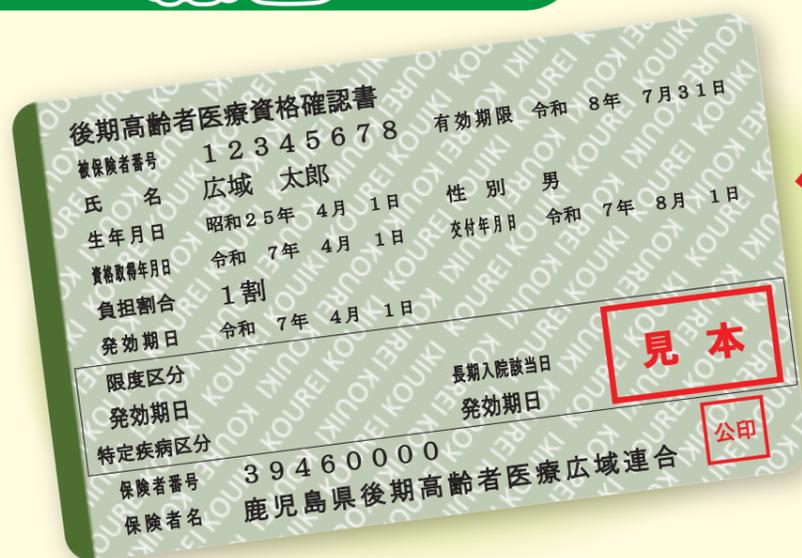


後期高齢者医療の被保険者の皆様へ

令和7年8月1日から マイナ保険証が資格確認書 をお使いください。

新しい資格確認書は**緑色**です。



こんな時に便利！／マイナ保険証のメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用される

この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



**「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び
「限度額適用認定証」は発行されません。
(マイナ保険証をお使いの場合、必要ありません。)**

※現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」もしくは「限度額適用認定証」を持っている方、または「資格確認書」に区分を併記されている方には、新たな「区分を併記した資格確認書」をお届けします。

※新規で「区分を併記した資格確認書」の交付を希望される方は、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当課へお問い合わせください。

お問合せ

お住まいの市町村後期高齢者医療担当課

または鹿児島県後期高齢者医療広域連合

☎099-206-1329